

国籍法改正案に対するパブリックコメント及び意見書

私は、先の行橋市会議員選挙（2008.04）にて落選した小坪慎也と申します。
不勉強なゆえの結果と受け止め、政治を志していく中、自身の自己研鑽の一環として政治問題・社会問題を勉強しております。

政治問題を見ていく中で、緊急で皆様に知っておいて欲しい問題に直面いたしました。
若輩者の自分の意見ではありますが、見識ある皆様の判断をお願いしたく本書を執筆しております。問題意識を持ちましても私にはさしたる力なく、なんともすることはできません。資料閲覧のち、よければ皆様のご助力・協力をお願いするとともに、周知徹底をお願いいたします。

本内容は、行橋市・苅田町の、社会保障費が数十倍になってしまう（もちろん賄えない）可能性のある問題について触れています。同時に、全国的に「行橋」という自治体名が悪名高いものになってしまいます。強く危機感を感じました。

私の誤りであれば良いのですが、ことは緊急を要します。即応で閲覧をお願いいたします。

行橋市会議員選挙 最年少候補（落選）

若者代表 20代 小坪慎也

2008.11.16

1、導入

なぜ社会保障費が数十倍に膨らむ可能性があるかと言うと、社会保障費を受け取るべき「日本人」が大量に発生する可能性があるためです。ここで言う日本人とは、日本国籍を有する者を指します。社会保障にて提供されるサービスは、地方自治体（つまりは行橋市や荻田町などの市町村単位）で行われるものも多く、その財源も自治体が負担しているものが多い。（※1 社会保障の詳細については添付資料参照のこと）

その受給者のみが大量に増加する可能性を示唆するものです。

仮にこれが数十倍に膨れた場合、サービス・実務を背負う地方自治体の能力は簡単にパンクし、またその財源・税源もパンクしてしまうことが想定されます。

なぜこのようなことになるかと言えば、今回の法改正を悪用することで「日本国籍」を簡単に取得できるためであります。

2、国籍法改正案

発端>

2008年6月

最高裁にて現行法の国籍法3条1項が憲法14条「法の下での平等」に反するという意見判決を下したことに端を発しています。三権分立（立法・行政・司法）のため、最高裁の違憲判決をもって立法府（国会）は法改正をせねばならないというものです。

よって法改正が行われています。その内容が問題とされているため、概略説明のち問題点を列記していきます。

改正の概略>

改正前

未婚外国人女性が妊娠中の時にしか「自分の子です」という宣言（認知）ができなかった。

改正後

未婚外国人女性の子供は、出産後でも満20歳までの子供に関しては「宣言すれば日本国籍をもてる」ようになる。

法改正の経緯>

2008年6月

最高裁違憲判決

2008年10月31日

認知めぐり国籍法改正案提出（偽造認知には罰則も）

2008年11月04日

閣議決定 提出

審議中

2008年11月14日

衆院法務委員会で審議（法務委員長 山本幸三 福岡11区）

自民党法務部会 自民PT 座長 河野太郎

11月18日(火)午前中3時間だけの審議で採決し、その日の午後には衆議院本会議へ緊急上程、そして採決がなされようとしています。十分の審議は確保されていません。

（衆院議員 赤池まさあき氏の公式ブログより）

3、国籍法改正案の問題点

偽装認知

国籍法改正案を悪用した場合、下記のような状態（全員外国人）からいわゆる裏組織（国籍ブローカー）などを介さずに全て日本国籍を発行し、日本人とするという偽装が簡単に行える。

- ・ 親権母親（海外籍）
- ・ 父親（海外籍）
- ・ 子供（海外籍）

金銭などの対価をもって無関係な日本人男性（日本国籍を有する男性）が「この子は私の子だ」と偽装宣言（認知）する。自己申告（問答）のみによるため、地方自治体の窓口では偽装を見抜けず 20 歳以下の子供は合法的に日本国籍になる。

（現在の窓口は、地方自治体の窓口になる方向だそうです）

生活の困窮した人間、または借金などのある人間に対し、現金などの利便・利得などの便宜・利益供与をもって、有償で発言させることが想定される。

子供の国籍が「日本」になった場合、「親権をもった母親（海外籍）」には、在留特別許可から発展し、母親は日本国籍になる。

また、本当の父親は、不法滞在（オーバーステイ）ではなく、在留特別許可が与えられる。また父親も、日本籍になった元外国人女性と婚姻関係を結ぶことで、日本国籍になる。

この問題は、なんらかのビジネスになるだけでなく、なんの組織も持たず、普通にオーバーステイの外国人が、ホームレスなどであっても発言してもらうだけで済むため、そこらへんで日常的に行われるぐらい手軽なことにある。

最低価格は一万円ということもあり得る。

また現状では、無限増殖も可能です。

画像で説明>



これにより子供は日本国籍



日本国籍の子を育てるため、母親には在留特別許可

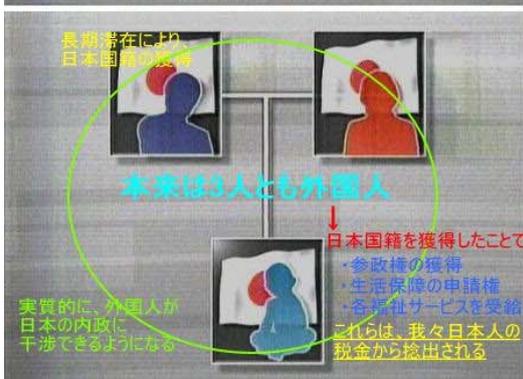
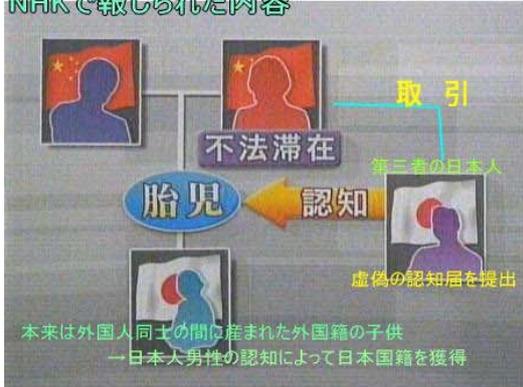


長期滞在により母親も国籍取得



婚姻により外国人男性も日本国籍を取得

NHKで報じられた内容



法案の問題点

1) 偽装に対する施策が不十分

1-1) 偽装に対しての罰則の甘さ

このように、偽装が行われてしまう危険がある、構造上の欠陥が指摘されている。しかしながら偽装認知が行われた場合の罰則は極めて甘いといわざるを得ない。法案に示された罰則は20万円以下の罰金、懲役1年以下とかなり緩やかであること

1-2) 確認手段がない

親以外からの社会的な確認手段・DNA鑑定などの科学的確認手段がない。偽装国籍取得を防げているとは思えない。ありとあらゆる手を講じてくるであろう犯罪組織などに対し、有効な施策をとっているとは言えない。

1-3) 自治体にそんな機能はない

またその業務は「市町村」の窓口が請け負うことになる模様。行橋市・苅田町の市役所において、このような偽装が行われた場合、窓口担当者が見抜くことは不可能といわざるを得ない。

(11/14の法務委員会(委員長:山本幸三)の質疑において「DNAのサンプルの交換があった場合、市町村の窓口でこれを見抜くのは不可能だし、機能はない」という発言を「DNA鑑定はしない」という論旨で発言されたことより。)

結論1

本改正案の悪用を防止することはかなり困難。

性悪説に基づけば、偽装はされると言える。

2) 偽装の規模を推定する

法的な不備を知るため、性悪説に基づき、偽装国籍取得をシミュレートする。

2-1) かなり大きな子供でも日本国籍が取得可能

出生後に認知された「子供」にも国籍が付与される。

これは満19歳で認知可能

「19歳のお子さん」も日本国籍が取得可能

2-2) お母さんも日本国籍が取得可能

「母親」を名乗る女性（外国籍でも可）は、子供の親権に依り「特別永住許可」を得るため、やがてお母さんも日本国籍を取得可能。

2-3) 結婚しなくても日本国籍が取得可能

これに必要な条件は、前述のように日本国籍を有する男性だけである。この場合のシミュレートは悪用された場合を想定しているため、偽装という条件下で行う。

今回の改正により「結婚要件の撤廃」を今回の法改正で行うため、結婚していない日本人男性でも本人たちがそうだと名乗れば日本国籍を取得可能

2-4) 本当のお父さんも日本国籍が取得可能

日本国籍を有した女性と結婚すれば国籍が取得可能なため、2-2) で示した偽装で日本国籍を取得した女性と、本当の父親である外国人男性が婚姻を結んだ場合、2-2) 同様の経路で、本当のお父さんも日本国籍が取得可能

2-5) お父さんでもなくても日本国籍が取得可能

2-2) にて日本人となった女性と婚姻関係を結べば、本当の父親でもなくても日本国籍の取得が可能。再婚や連れ子を論じているわけではなく、ここでは偽装を扱っているため偽装結婚を扱う。書面だけ婚姻、つまりは偽装結婚をすることで全く無関係の外国人男性でも日本国籍が取得可能。

2-6) 何人に対しても日本国籍が取得可能

男性は同時に複数の女性を妊娠させることが可能である。婚姻関係が条件になっていないため、同時に複数の女性の子供を認知することが可能。そのため日本国籍をもった男性一人、何人に対しても認知することが可能。

戸籍には子として記載されるが、扱うのは市町村の窓口である。ここでは性悪説に基づく最悪条件を想定しているため、仮になんらかの威圧・暴力的、金銭的圧力があつた場合、また地方自治体（市町村）窓口での怠慢な業務があつた場合、これは想定されるべきことと想定する。

2) のまとめとして最悪条件の偽装を考える 1

立場は以下の通り。

女性 A >

特別永住許可が欲しい女性。

不法労働者・またはオーバーステイ

現在、日本に住んでおらず、海外に在住している女性でもいい。

子供 B >

20 歳未満の子供。

19 歳の、日本にて就労・または社会保障を受けたい男性。

海外に在住。

男性 C >

日本国籍を有する者。

生活に困窮した者や、借金にて言うことを聞かざるを得ない立場の人間。

A、B、C は全て無関係な者とする。

このセットでも、地方自治体の窓口が問答で見抜けなかった場合、DNA 鑑定などの検査手段がないため日本国籍が取得可能。またプライバシーに関わるため、大量に窓口に来た場合「わざわざ深入り」するとは思えない。

追記 >

移民国家として有名なオーストラリアでは、過去の写真などの物的証拠や、公共料金の共同で支払った実績などの社会的な書類が必要なようです。(調査中) せめて一年以上の在住・共同生活などの確認を条件としていれば良いのですが、それらの書類上の確認は一切ない。

そのため拾った免許証や、不正に再発行した他人の免許証を用いて「虚偽申告」をした場合、貴方の戸籍に知らない 19 歳の子供 (元外国人) が入っていても不思議はない。

保険証や免許証を用いれば偽装役の男性 C が、複数の身分を用いて偽装することも可能。

日本人男性 C は、外国人女性 A 及び子供役 B、B-1、B-2・・・と、別の外国人女性 D 及び別の子供役 E-1、E-2、E-3・・・及び (以下、略)

疑われた場合、日本人男性 C は、別の免許証を用いて違う戸籍にて認知を行う。

2) のまとめとして最悪条件の偽装を考える2

最も危惧すべきは、偽装目的で千人単位が日本国籍を取得してしまった場合である。前述のような最悪条件ではなく、すでにそこに新日本人が大量にいるため、收拾がつかない。

剥奪、、など言っても、すでに日本国籍を取得している以上、国の保護下にあり非常に難しいと言わざるを得ない。もちろん偽装取得した本人については剥奪は可能である。

しかし、偽装に巻き込まれたとは知らずに幼児として（母親役が特別永住許可が欲しいがために）日本人なり、5年・10年過ごした子供からも国籍を剥奪するのだろうか？

また本来の国に送還しようにも、母国語も離せない中高生の年代の子を送還するのだろうか？それこそ日本は世界中の批判にさらされ国内世論は黙っていないだろう。

また偽装取得した国籍であっても、その時点では日本国籍のため5年、10年の間に本当に結婚することも考えられる。その結婚相手は日本人と結婚したことになり、出生した子供も日本国籍になる。偽装国籍に依存して正統に増えた日本国籍をどのように剥奪するか、どこで線引きを行うことができるだろうか、もちろんできはしない。

これと全く同じ正当な社会的手段で国籍を量産した場合、実態の伴わない悪質な偽装のみを見破り剥奪することはどのような手段で行うのだろうか、もちろんできはしない。日本で生活しているため、実態の有無のチェックを地方自治体が行うのは不可能と想定する。仮に国が（法務省が）行うにしても「チェックに従事する人数の負荷限界」を超えて大量発生している場合も想定するべきだろう。

結論2

性悪説に基づけば、偽装はねずみ算式に大量発生する。

これは、科学的根拠に基づく証明手段がなく、自己申告である認知と（そのような機能を有しない地方自治体の窓口を主力とするであろう）聞き取り調査のみだからである。

虚偽の申請を見抜く確実な方法は無い。

国籍法第3条の一部改正は「『準正による』を『認知された子の』に改め、同条第一項中『父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した』を『父又は母が認知した』に改める。」と、なっている。

この問題点を性悪説に基づきシミュレートしたものが、2)の内容である。

犯罪組織などは、あの手この手で手段を模索するものである。

→大穴があいている。

樂ができるなら、それに走ってしまう個人もいる

→誰にでもできる上、罰則も緩やかすぎる。

3、国籍法改正案の問題点

1) 偽装に対する施策が不十分

2) 偽装の規模を推定する

にて二つの結論が得られた。

結論1

本改正案の悪用を防止することはかなり困難。

性悪説に基づけば、偽装はされると言える。

結論2

性悪説に基づけば、偽装はねずみ算式に大量発生する。

この結論に基づけば。

急激に増加した社会保障費をまかなえず、地方自治体は破綻。

また地方自治体の、受付け窓口業務もパンクする。

地方自治体が提供する社会福祉サービスも能力を超えてパンクする。

4、国籍法改正案を実例から考える

シミュレートではなく、実際の問題を調査する。

1) 海外における同様の問題

◆海外ではドイツでこんなことが

父親が認知をし、母親の同意で父子関係が成立する法律のあるドイツでは、悪用ケースが多く、認知無効にできる法律が新たに出来ました。

その間10年かかっています。

以下に、国立国会図書館の資料を紹介します。

【ドイツ】 偽装父子関係の認知無効を可能にする法律

* ドイツでは、1998年の親子法改革により、父親の認知宣言と母親の同意だけで父子関係の認知が成立することになった。

* これにより、生物的な父子関係のみでなく、社会的な父子関係についても法的な認知が可能となった。

* ところが、この制度を悪用して滞在法上の資格を得ようとする事例が現れた。

* 例えば、滞在許可の期限が切れて出国義務のある女性が、ドイツ国籍を有するホームレスにお金を払って自分の息子を認知してもらった。

* この認知によって息子は自動的にドイツ市民となり、その母もドイツに滞在できることになる。

* このような制度の悪用を防止するために、2008年3月13日「父子関係の認知無効のための権利を補足する法律」が制定された。

* 民法典の改正により、父子間に社会的・家族的関係が存在しないのに認知によって子や親の入国・滞在が認められる条件が整うケースに限って、父子関係の認知無効を求める権利が管轄官庁にも与えられることとなった。

(齋藤 純子・海外立法情報調査室)

外国の立法 (2008.4) 28 国立国会図書館調査及び立法考査局

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23501/02350112.pdf>5 ページ目

引用完

結論 4-1

海外においても実際に起きている問題であり、起こりうる問題だと想定できます。

2) 外国籍との社会保障の現状

現在、日本人の夫と離婚した外国籍の女性が、日本国籍を取得している子供を育てるため、生活保護と育児手当てをもらい、無料で公営住宅を与えられ、医療費も免除されて生活しているものもいます。その母子家庭は、子供一人の養育費として7万円が支給され、生活保護費と合わせて約20万円です。これすべて血税です。

それに引き換え、国民年金で生活している老人世帯は、月6万5千円で生活してるのです。実際、現実に関わり得る国家解体謀略とも言えます。

国民年金で生活している老人世帯は、月6万5千円と比較してください。

日本の「いま」をつくり、納税して苦勞してきた戦中世代と、一切の納税をせずに月20万……。これを詐欺的に行っている事例、特権の問題も確かにあります。

外国籍の方全てを非難、差別的に論じる目的ではありません。

しかし、これは比較すべき実情であり、現実です。実際に日本人と結婚のち離婚し、本当に苦しい思いをされている「日本に在住している方」で「今後も日本に住んでいこう」としている方には、手を差し伸べていくべきという考えにも一理あると考えます。

これらの問題を論じていくべきときに、同時に国籍法を改正するということを考えてください。そもそも、いまの日本にそんなお金はありません。

民間企業の退職金は近年で半減しましたが、団塊の世代を迎える大量の公務員の退職金がまかなえず、その多くを国債で賄おうとしています。若者たちの借金です。でも法で保護された公務員である以上、長年、公務についていたのも事実であり給与体系を急には変更できないのも事実です。(民間企業は変更しましたが)

当時は公務員のなり手が少なかったこともあり「そういう契約・約束」で就職していたのも事実で、それは国が補償しています。だから「法を変える」しかありません。国会は「法律を作ったり変更する場所」です。公務員退職金問題は国債で対応し、さらに社会保障費の増額につながる法改正を行おうとする。

私の私見としては。

日本語が話せず、日本語が読めず、住居もないまま、仕事もなく、就職のあてもない(つまりは直近まで海外に住んでいた方)には、生活保護が必要と考えます。

市町村役場においても、同様の判断を下されるものと考えます。

結論 4-2

法改正のちは、市町村単位において社会保障費が増額するにはやむなしであると推定する。またその額は前項の結論に基づけば、数倍、数十倍と推定される。

3) 実際の事件

改正前の 2008 年 10 月 27 日

全国初で偽装結婚による偽装認知発覚で逮捕

中国籍で日本で同居している女性（26）と男性（33）が、出産する際、偽装結婚を行い偽装認知が行われた。

（女性が妊娠中に）本来の親ではない日本人の男性に次子として認知させることで、出産した子供に日本国籍を与えるというもの。

報道によれば、日本で（両親が）働きやすくなるため、と紹介されている。

Youtube の動画にて紹介されています。

<http://jp.youtube.com/watch?v=LZJ22cjwuKg>

結論 4 - 3

このように、法改正を行っていない偽装・悪用が難しい状態、つまり「婚姻関係にあり、女性が妊娠中である」という条件下でも、偽装国籍は行われている。日本国籍で得られる特権、つまりは為替の強い日本国内での就労や、社会保障費用を目的に偽装が横行する可能性は極めて高いと想定する。

4、国籍法改正案を実例から考える

- 1) 海外における同様の問題
- 2) 外国籍との社会保障の現状
- 3) 実際の事件

結論 4-1

海外においても実際に起きている問題であり、起こりうる問題だと想定できます。

結論 4-2

法改正のちは、市町村単位において社会保障費が増額するにはやむなしであると推定する。またその額は前項の結論に基づけば、数倍、数十倍と推定される。

結論 4-3

このように、法改正を行っていない偽装・悪用が難しい状態、つまり「婚姻関係にあり、女性が妊娠中である」という条件下でも、偽装国籍は行われている。日本国籍で得られる特権、つまりは為替の強い日本国内での就労や、社会保障費用を目的に偽装が横行する可能性は極めて高いと想定する。

海外事例より、起こりうる問題である。

また法案改正により、新規に入国した者に関しては実情に鑑みて社会保障を行うべきであると考え。また、すでにそれを目的としたと思われる国籍偽装事件が起きている。

5、国籍法改正案が悪用された場合のリスク分析

前項までは、危機感をもってもらうため、現実にある問題を機軸に論を進めた。

この項は、今後想定される「いまは、まだない」問題を考察する。

国籍を乱発した場合、想定されうるリスクについての分析を行う。

1、日本国籍パスポートの悪用・兵器部品の世界各国への拡散

日本には、渡航制限がほぼありません。

日本国籍のパスポートは、海外でも「害が少ない」と思われており、安全とされているためです。そのため日本国籍のパスポートを所持していれば、人身売買や兵器部品などを簡単に行うことができるでしょう。日本国籍を乱発するということは、実態の伴わないパスポートを乱発することと同義であり、日本国籍パスポートの犯罪への悪用が懸念されます。

具体的には、ハンドキャリーといい手荷物とすれば、他国と比較した場合ほぼフリーパスと言っていい条件下で税関を通ることができます。意外に思うかも知れませんが、プレイステーションや高性能PCなども兵器転用が可能なため、本来であれば厳しく検査されています。しかし日本人であることで大目に見てもらっている事実があります。PC部品や車載部品などの高度電装品を海外と取引するためには、経由地を指定したり仕向け地を指定したり、非常に煩雑な作業が必要です。ちょっとした部品であっても核不拡散条約などに抵触し、すぐに移動が制限されています。それだけ我々が扱っている製品・部品というのは高性能であり、安易な移動が制限されています。

もし日本国籍パスポートが乱発され、悪用された場合の被害は算出できません。周辺各国への安全被害に対しても同様であるし、後述する日本という国の信頼・信用失墜による経済損失は算出不能です。

その全ては合法的に取得されたものである以上、すべては日本人の責任として、海外から糾弾されることになるでしょう。

2、人身売買の合法化

海外にて、幼児を含む若い女性を「買い付け」てきて、日本人男性に「販売」することが可能になると想定されます。簡単に言えば、女性を「日本人」として国籍を取得させ、販売したい対象（現日本人男性）に、養子などの方法で「家庭内に合法的に軟禁」することが可能です。

個人で悪用すれば、性奴隷として在宅させることが可能。

組織的に行えば、法的に拘束（軟禁）された売春宿として使用されます。

法的な「家庭」が、「売春宿」であったり、法的な「家」が、性暴力を働く目的の住居と同一であるということです。

家族であると主張した場合、不法滞在などで警察が介入することは不可能だと推定する。なぜならそれが実際は売春宿であったり、外国人女性（幼児含む）を不当に軟禁し性暴力を働いている個人であっても、そこが「住所の本拠」で、家族であった場合は「民事不介入」で警察は介入できない。

また、それらの犯罪的な契約は、

- ・ 婚姻によらず、
- ・ DNA 鑑定も行われず、
- ・ 公共料金の明細などの社会的な書類の審査さえも必要なく、
- ・ 実際の同居などの実態を市町村の窓口業務を審査の一部とし締結される。

このような犯罪的な契約は

日本国の法律に基づいて、「国籍」という形で、強力な戸籍法に守られた形で締結されることになる。

このような犯罪的な契約を

警察は、民事不介入の名の元に介入することができないと想定される。

性暴力は魂の殺人とも言われ軽視するわけではない。

しかし生きては、いる。

もしも人身売買が、臓器売買ビジネスを目的としたものであった場合、命すらも失う契約を、他国の住民に対して、日本という国家が締結してしまう危機すら想定されるべきだ。

その他

危険性は、まだあります。

移民法ではなく、「日本人」であり、取得したものがさらに行うことで鼠算式に増加していきます。冗談ではなく、イスラム対立や海外での問題が、日本に発生した複数のコミュニティー（〇〇街）同士で勃発することが想定されます。前述したドイツでは、移民してきた民族同士の対立だけでなく、ドイツ自国民と移民してきた民族との対立が深刻化しています。同様の事例が報告されています。

世界は、「移民法」であり、移民として扱われます。

しかし、今、日本が扱っているのは「国籍法」です。

日本は移民ではなく、国民として受け入れるということです。

問題が勃発したドイツよりも、さらに甘いものです。

最悪条件の未来予測ですが

本来日本国籍を持つべきでない者に対してまで不用意に国籍を付与するため、治安の悪化、国防を脅かす恐れも大。（日本にはスパイ防止法が無い）

* 人身売買・児童買春などの悪質な犯罪に利用される可能性が高い。

* 本来日本国籍を持つべきでない者に対してまで不用意に国籍を付与するため、治安の悪化、国防を脅かす恐れも大。（日本にはスパイ防止法が無い）

* 真面目に収めてきた税金や年金を、不適當な者（偽装認知で国籍を取得した者とその家族など）（※1）の生活保護のために使われるのではないかと、という懸念を残念ながら持たざるを得ない。

■悪用パターン その1

父親、海外の子供を認知（DNA鑑定不要）

種付け不要の認知ビジネスが横行する

↓

母親と子供入国。日本国籍を取得した子供を盾に居座る

↓

親族一同も日本へやってくる

↓

国内のあちこちに外国人スラム街誕生

↓

スラム街に大量の税金投入

■悪用パターン その2

父親、海外の子供を認知 (DNA 鑑定不要)

↓

入国させた子供に不法商売を強要

↓

警察は不法滞在での取り締まりができずに手出し不可
(「俺の子供だ」と言えば民事不介入となるため)

↓

子供、地獄から脱出不可能

■悪用パターン その3

日本国籍を取得した子供がまた外国人の女性と結婚ループ増殖

↓

国内のあちこちに外国人スラム街誕生

↓

モスクなど宗教施設が立ち上がり宗教対立

底辺層での労働問題多発・パイの取り合い

外国勢力が問題ある人間を新・日本人に金を渡して認知

犯罪が横行してもアメリカのように拳銃所持もないので自衛ができない

国は国民の安全保障・保護をしなかった

謝罪と賠償を(ry

おことわり

在日特権を許さない市民の会・主権回復を目指す会等、の 団体の関係者、活動ではいっさい
ございません

本当にこの国を心配する一個人の文書です。

6、無戸籍児問題との関連

ニュースなどで取り上げられている、法の不整備ゆえ無戸籍となっている児童。

300日問題などとも言われます。これとは一切関係ありません。

日本人と、外国人女性との間に出産した子供についての問題です。

しかも、結婚せずに出産し、認知をしなかった場合についての特例です。

現行法でも「婚姻関係を結び、出産中に認知した場合」は、出産した子供に「日本国籍」は与えられます。

もし仮に、認知せず私生児として誕生した場合も、母親の国籍は与えられるようです。

なぜなら発端となったのは、フィリピン人女性との間に婚姻を結ばず、出産された児童に対してであり「日本国内で外国人として生活するのが不都合である」という大法廷だったためです。

判例を読むに「父親との同居などの実態は存在せず」という条件でも、日本に住む以上は特例的に国籍を出すことはできないか、という内容に思えます。

(この判断は立法、つまり国会に任されます)

三権分立である以上、司法の判断に従う必要はあります。

しかし、最高裁も別に国籍を乱発せねばならないというような判決をくださったわけではありません。同様の訴えは100件未満、潜在的な問題も含めても1000ぐらいだと思います。意見を見ていくと、これらは個々の事案として裁判所にて判断するのが妥当だと思っている方も多いようです。

しかし

裁判所が違憲であるという判決を出した以上、真摯に受け止め、法律の改正に向かう動きは正しい流れではあります。しかし「分立」という以上、最高裁判例に対しても「おかしいことは、おかしい」と主張するのも独立のひとつの形ではないか、という意見もあります。

大法廷（最高裁）においても、このような意見も同時に提出されていました。

それらを加味し、まずは審議し、よく議論した上での法改正が望まれています。

後述しますが、ものすごい速さで審議されていることが問題であり、このような立場に陥られてしまった子息の方に対しては、一刻も早い救いの手を求めるものです。

審議する中で、それはこのような法改正でなくても可能だという意見も出されていくと思われれます。(複数の議員のブログより、概略をまとめました)

7、国籍法改正案の経緯

2008年6月

最高裁違憲判決

2008年10月31日

認知めぐる国籍法改正案提出（偽造認知には罰則も）

2008年11月04日

閣議決定 提出

審議中

2008年11月14日

衆院法務委員会で審議（法務委員長 山本幸三 福岡11区）

自民党法務部会 自民PT 座長 河野太郎

11月18日(火)午前中3時間だけの審議で採決し、その日の午後には衆議院本会議へ緊急上程、そして採決がなされようとしています。十分の審議は確保されていません。

（衆院議員 赤池まさあき氏の公式ブログより）

2008年11月18日

午前中に法務委員会にて3時間だけ審議し採決。

午後には衆議院本会議へ緊急上程。

採決の予定（可決見込み）

このような重大な法案を、この短期間で。

決して良いのでしょうか？

民主党の解散圧力として引き伸ばされたため、給油処置は60日かかりました。

またプロジェクトチーム（PT）は河野太郎議員（衆院・自民）です。

河野太郎議員は、自民・内閣府からの立法であると明言されています。

確かに内閣からの閣議決定ももらっている。

しかし。

安易に自民党からの立法とは思えない。

一つ目は、閣議決定がされた折、麻生首相は金融サミット出席のため訪米中であったこと。

そのため麻生さんのいない間を狙った模様。

8、国籍法改正案の経緯

2008年6月

最高裁違憲判決

2008年10月31日

認知めぐり国籍法改正案提出（偽造認知には罰則も）

2008年11月04日

閣議決定 提出

審議中

2008年11月14日

衆院法務委員会で審議（法務委員長 山本幸三 福岡11区）

自民党法務部会 自民PT 座長 河野太郎

11月18日(火)午前中3時間だけの審議で採決し、その日の午後には衆議院本会議へ緊急上程、そして採決がなされようとしています。十分の審議は確保されていません。

（衆院議員 赤池まさあき氏の公式ブログより）

2008年11月18日

午前中に法務委員会にて3時間だけ審議し採決。

午後には衆議院本会議へ緊急上程。

採決の予定（可決見込み）

このような重大な法案を、この短期間で。

決して良いのでしょうか？

民主党の解散圧力として引き伸ばされたため、給油処置は60日かかりました。

早々に、党として「改正に賛成」と表明しています。

またプロジェクトチーム（PT）は河野太郎議員（衆院・自民）です。

河野太郎議員は、自民・内閣府からの立法であると明言されています。

確かに内閣からの閣議決定ももらっている。

しかし。

安易に自民党からの立法とは思えない。

一つ目は、閣議決定がされた折、麻生首相は金融サミット出席のため訪米中であったこと。

そのため麻生さんのいない間を狙った格好になっています。

もう、時間はギリギリです。

少々、アジテーション気味ではありますが、ネット上からの文を転載します。

- ・「国会議員は選挙準備で忙しく、与党の議員も野党の議員もみんな知らない。」
- ・「国会の委員会でもまだ採決が行われていないのに、18日の本会議採決が決まった。これは戦後初めての、文民によるクーデター。」

これは、私からは事実のように思えます。

みなさんはどのように思いますか？

また各議員の対応を見るに、自民党議員ですら「知らなかった」ということです。

戸井田とおる（自民党）<http://blog.goo.ne.jp/toidahimeji/>

まわたり龍治（自民党）<http://blog.mawatari.info/>

↑この2人も13日の段階で不思議がっていました。

自民党部会内でも、説明があると思っていたようです。

このほか、彼らもブログで反対を表明しています。

赤池まさあき（自民党）<http://akaikemasaaki.spaces.live.com/>

いなば大和（自民党）<http://www.inabayamoto.com/>

（末尾に資料として各反対議員のブログを紹介しています。）

9、こちら福岡 11 区

また実際に国会議員事務所に伺ってみました。

麻生首相の隣接選挙区でもある福岡 11 区 たけだ先生にも経由して話を聞くことができました。正式な秘書さんに、パブリックに資料を持ち込み（本書より若干、専門的な内容で短い。専門用語を多用していて補足がないタイプ）議論を交わすことができました。

1) たけだ事務所

13 日段階で、たけだ事務所にて資料送付

14 日段階で（先生は国会のため）連絡をとった秘書さんからコメントを頂く。

たけだ良太先生が、麻生首相の隣接選挙区であり、また政務官という要職についておられること、そのため麻生首相とも直接のラインをもつことを確認した上で確認いたしました。

その立場にあり、本法案の改正についての議論は、申し訳ないが知らなかった。

（本当にあわてていた）

※以下、コメントの概略

党内手続きを済ませられており、政務官としての立場上、どうしても安易に反対と言えない。（組織上の問題のようだ）

ただし、保守議員として独自に動ける範囲において対応し、全力で議事録を調査、知らない可能性のある他議員に対して周知徹底していく。

追加の資料があったら持ってきて欲しい。

実際にこれは、秘書さんに許可をとり、ネット上にて（執筆者である小坪慎也の名も明記し）公開しています。その後、一気に、知人と思われる他の議員の先生のブログなどでも取り上げてもらえるようになったように思います。

おことわり

私は自民党員ではありません。（入党していません）ただ単に、保守派です。

ただ単に、地域の議員が自民であっただけです。また市議選によって少々、顔見知りになることができました。（政策は、隣の西川議員も好きです）

現在、防衛省 政務官の役職についているたけだ議員

また、経済産業省副大臣を務め、現在法務委員長もつとめてらっしゃる山本議員

今後、自動車産業の打撃を受け、国政に強い力が必要な京築地区において、

両名ともに必要不可欠な議員、心強い味方とっております。

どちらの新派というのは、いまはありません。

（本件の動向で決めても良いかな、とは思っています。）

2) やまもと事務所

13 日段階で、たけだ事務所に対する資料送付は真夜中になってしまった。

14 日段階の日中に何うも多忙で資料渡せず。

15 日になって、やっと手渡すことができた。

行橋事務所の所長さんに手渡す。

また 30 分程度と思うが、所長さんとお話をさせて頂く時間があつた。

(のち後述)

やまもと先生は、法務委員会の委員長です。

そのため、法案改正を知らないということは「絶対にない」です。

下記にて直接、見る事が可能です。

衆議院TV <http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.cfm>

開会日 2008 年 11 月 14 日

会議名 法務委員会

とすることで、PC から直接、委員会を閲覧するサービスがあります。

まず、颯爽と山本先生の口上が始まります。

これは、議長のような立場のため、儀式的に言わねばならない文言があるためです。

かなりの高速で議論は進むため、ある程度、質問内容などは事前に告知しているのではな
いか、と思います。また、委員長も同様に目を通してしていると想定されています。

この「法務委員会」で採決を行うため、法務委員長たる、山本先生に強く期待します。

保守であり、後進を見守る、若手を、地域を、行橋を愛する、京築地区を愛する、山本先
生に期待します。法務委員長である山本先生が職権において、これを停止させる、審議を
延長させることは可能かと思えます。

福岡 11 区が気合を入れれば、法務委員長である山本先生が、これを停止させることが可
能・・・。私は期待し、かつ安心して見ていきました。しかし 14 日の法務委員会での議論
は粛々と進み、決定したのは

2008 年 11 月 18 日

午前中に法務委員会にて 3 時間だけ審議し採決。

午後には衆議院本会議へ緊急上程。

採決の予定 (可決見込み)

でした。(衆院議員 赤池まさあき氏の公式ブログより)

その対応に驚き、15日の日中、山本事務所を訪れた次第です。

事務所の所長さんが応対してくれ、30分ほどかと思いますが、お話をさせてもらう機会がありました。

可決のメリットについて語られ、難しい立場、というような内容のことを教えて頂きました。

私は、山本議員に対して「保守」である先生のコメント、多数のしがらみはあると思いますが、**委員長という立場ゆえの、「責任ある対応」**をお願いしました。また資料に関しては「確実に渡す」と確約して頂きました。前述のように、私が行く以前より、かなり詳しいように感じました。法務委員長の事務所の所長であるため、詳しいのは当然ことだとは思いますが。

同時に、ネット上にて山本先生（ひいては福岡11区）が悪し様に言われるような意見も散見され、これを沈火する目的でも、コメントなどによる早い対応を強くお願いいたしました。その内容とは、あくまで推論ゆえ、誹謗とも言い切れません。いわんや、やれ売国奴の仲間ではないのか、など。公認や比例区のリストなどで内諾があるのではないのか、など。他の党員は知らぬのに、どうして委員長は知っていたはずで説明がないのか、など。結果として麻生総理を裏切るようにも見えるが、どうなのだ、と。

もちろん私たち、福岡11区の有権者としては。

この発展してゆく京築地区を見るに、確かな保守、地域を愛する先生の人柄を疑う者など、ほぼいないだろう。同時にたけだ議員に対しても同様の思いと考えます。

その上で。

下記の報道発表を見て頂きたい。

ネット上の人間たちには、先生のお人柄やいままでの実績などはわからぬのです。

法務委員会があった同日、14日の産経新聞のニュースです。

国籍法改正問題で慎重審議を申し入れ 有志議員32人

2008.11.14 20:27

国籍法改正案への懸念の広がりを受け、自民党の赤池誠章衆院議員ら**有志議員32人は14日、衆院の山本幸三法務委員長らに対し、「国民の不安が払拭(ふっしょく)されるまで、徹底的な審議を求める」**などとして慎重審議を申し入れた。また超党派の有志議員らも、17日に国会内で緊急集会を開き、同法案の問題点を検証することを決めた。

<http://sankei.jp.msn.com/politics/situation/081114/stt0811142028003-n1.htm>

14日の山本先生のブログから一部引用

外国人の方々もいらっしゃる中で、

発展途上国の未来について議論する山本代議士からは

地元や日本のみならず、

世界を股にかけて活躍するんだ、

という意気込みがひしひしと伝わって来ました！

<http://d.hatena.ne.jp/yamamotokoza/>

また、この山本先生のブログには、国籍法に絡む質問がコメント欄に複数、記述されている。11/14には質問が書かれているが、一切、事務所側からのコメントはない。

なるほど。

「これだけでは」そのような邪推をしてしまう輩が出てきても仕方がないと考えます。ぜひ、先生に対応をお願いしたい。

衆議院 法務委員長とは？

衆議院議員 山本幸三<http://www.yamamotokoza.com/justicechairman.htm>より転載

※法務委員長の役割

* 議長・副議長に続く各委員会の長ですので、その重責は大変なものです。

1. 委員長の役割

国会は、主権者である国民の代表で構成されており、国権の最高機関とされています。しかし、全ての法案を細かく審議するのは不可能なので、具体的な審議は所管の各委員会で行われます。委員会で詳しい審査や必要に応じた調査、修正をし、決議してその結果を衆院・参院本会議に戻します。本会議では各委員長の報告の可否を採決するのです。従って、**委員長は国会の議決、すなわち国政そのものを左右する重要なポスト**であり、衆議院本会議において法務委員会を代表して審議結果を報告します(本会議が全国TV中継される場合は、皆様もご覧いただけると思いますが。)

委員会・委員長と政治の世界で呼ばれる役職は他にも、自民党内にもありますが、これは政党内での施政方針を決めるもので、この度、**山本幸三が就任いたしました法務委員長という役職はこれらとは一線を画するものです。**

とのことですが。

期待しましょう。

10、お願い

選挙は関係ない！！

行橋からなら、いや、行橋からこそ、これは停止可能。

有識者、支援者は各議員事務所に対して、問い合わせ・および姿勢の確認をお願いしたい。
私は若く、なにより自己研鑽、まだ発展途上の政治を志すだけの人間に過ぎません。
問題であると感じた方は、地域の議員として長年の交流もありましょう、強く疑問の意思、
問題提起の連絡をお願いします。

両事務所とも「知らない」とは言いません。

なぜなら、どちらの事務所にも直接、私が赴き、確かに話してきたのです。
また相当数の反対・意見書が両事務所に届いている模様です。

しかし、これは地域から、選挙区からしか、、、話をもっていけないのです。
みなさんの力を貸してください。

私は、多少は政治の勉強もしているけど、たいした力なんてないのです。
こうやって資料を書き、お願いすることしか私にはできません。

もし仮に、この法案が可決してしまった場合には。

行橋・苅田を含む、福岡 11 区は、全国の市町村から叩き上げられることが想定されます。
あまり政治の話が出てこず、良い意味で保守勢力の強い行橋には、初耳のことかと思いま
す。しかし、全国の選挙区では、法案などに問題がある場合は、該当の選挙区の支援者が
「議員に対して支援メッセージ」や「意見書」を提出することで、それを武器として国会
で戦っていることもあるのです。

自分の「選挙区が・・・」という理由であれば、国会議員はある程度、自由に動けるので
す。(当落を絡められると、派閥・組織も議席が減っては困るため) もしなんらかの事情が
あって動きにくい場合でも、地域の有力者からの声は絶対に無視できません。

そのような議員への働きかけが可能なのは、この地区しかないのです。

もしも、議員への支援が足りず、動きが自由に取れなかった、ということになれば、全国
から行橋・苅田は笑われるでしょう。

そして、私にはそのような力がないのです。

11、緊急性

再度、スケジュールを書きます。

2008年11月14日

衆院法務委員会で審議（法務委員長 山本幸三 福岡 11 区）

自民党法務部会 自民 PT 座長 河野太郎

2008年11月18日

午前中に法務委員会にて3時間だけ審議し採決。

午後には衆議院本会議へ緊急上程。

採決の予定（可決見込み）

時間は18日までです。

ただし、金融サミットに行っていた麻生首相が、急遽、帰ってきます。

また、タイミングの良いことに太郎会という麻生先生の会合があります。

戸井田とおる（衆院・自民）先生のブログ「丸坊主日記」より転載します。

<http://blog.goo.ne.jp/toidahimeji/>

2008-11-15 01:06:25 |

こんにちは！戸井田とおるです！

いつもお世話になり、心から感謝申し上げます！

ここ2、3日で国会内の雰囲気が変わってきました。昨日開かれた本会議前の代議士会でI議員から皆さん方から送られた FAX のコピーを手渡され「戸井田さん、国籍法を通したら大変なことになるよ！」と声をかけられました。私の地元事務所や東京事務所にもたくさん FAX やメールが続々と送られてきておりますが、他の先生方のところにも同じように送られているのを感じました。皆さんの行動が実を結びつつあります。我々も負けていられませんので、月曜の夕方から国会議員の有志が集まり、国籍法の再検証を行います。そこで得た結論を短期間のうちに国会内に広げていきます。また、タイミングのいいことに、その晩には太郎会が開催されます。そこでも麻生総理と森法相に再検証の結果をお伝えしたいと思います。

戸井田とおる

つまり、月曜日（17日）午後までに意見を送れば、太郎会に反映される可能性が高いです。

また審議は18日ですから、開始時刻まで（18日早朝）までであれば、法務委員会に影響を与えることが可能だと考えます。

時間は、ありません。

私の拙い文章で、どこまでのことが説明できているかは不明です。

しかしながら

どうか、どうか、疑念のあう点はネットなどで調べて頂くか、または地域の議員事務所にて問い合わせて頂きたいのです。

山本幸三事務所

■ 行橋事務所

郵便番号 〒824-0001

住所 福岡県行橋市行事 5-10-17

電話番号 0930-22-2756

FAX 番号 0930-22-2757

■ 議員会館

郵便番号 〒100-8982

住所 東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第二議員会館 335 号室

電話番号 03-3508-7085

FAX 番号 03-3501-9303

e-mail yamamoto-office@seagreen.ocn.ne.jp

■ 田川事務所

郵便番号 825-0002

住所 福岡県田川市伊田 4937

電話番号 0947-44-9417

FAX 番号 0947-42-6121

■ 豊前事務所

郵便番号 828-0026

住所 福岡県豊前市大字清水町 15-1

電話番号 0979-83-0307

FAX 番号 0979-83-0343

たけだ良太事務所

☐☐☐ **国会事務所**

〒100-8981 東京都千代田区永田町 2-2-1 衆議院第一議員会館 610 号室 TEL:03-3508-7180

FAX:03-3508-3610

☐☐☐ **田川事務所**

〒826-0042 福岡県田川市川宮 710-34 TEL:0947-46-0224 FAX:0947-46-0221

E-mail : ryotaofc@jeans.ocn.ne.jp

☐☐☐ **京築事務所**

〒824-0031 福岡県行橋市西宮市 1-13-39 TEL:0930-24-3005 FAX:0930-25-3095

E-mail : ryota.t@jeans.ocn.ne.jp

☐☐☐ **苅田事務所**

〒800-0315 福岡県京都郡苅田町港町 5-4 TEL:093-436-3114 FAX:093-436-3212

☐☐☐ **豊前事務所**

〒828-0021 福岡県豊前市八屋 2075-1 TEL:0979-82-1890 FAX:0979-82-1891

<http://www.ryota.gr.jp/contact/index.html>

以上で、本書は完了です

長文を読んで頂きありがとうございました。

以降、報道発表、反対派各議員の一部のブログ（まだ大量にあると思います）など、資料を掲示しております。

また、今回の私的分析（メディアに対して）なども付録として添付しています。

ありがとうございました。

小坪慎也

12、報道発表

国籍法改正問題で慎重審議を申し入れ 有志議員32人

2008.11.14 20:27

国籍法改正案への懸念の広がりを受け、自民党の赤池誠章衆院議員ら有志議員32人は14日、衆院の山本幸三法務委員長らに対し、「国民の不安が払拭(ふっしょく)されるまで、徹底的な審議を求める」などとして慎重審議を申し入れた。また超党派の有志議員らも、17日に国会内で緊急集会を開き、同法案の問題点を検証することを決めた。

<http://sankei.jp.msn.com/politics/situation/081114/stt0811142028003-n1.htm>

父の認知で取得可能に

公明新聞:2008年11月5日



結婚要件を削除 国籍法改正案が閣議決定 公明が推進

結婚要件の削除などを保岡法相(当時)に求める党プロジェクトチーム＝08年8月7日
法務省

▶▶ 記事読み上げ

政府は4日の閣議で、日本人の父親と外国人の母親から生まれた子どもの国籍取得要件として、父母の結婚を課している国籍法第3条1項を削除し、父が認知すれば国籍取得ができるようにする同法改正案を決定した。

現行法は、出生時に胎児認知があれば、両親に婚姻関係がない場合でも子どもの国籍取得を認めている。しかし、出生後の場合は父親の生後認知があり、両親の婚姻関係があれば国籍取得が認められるが、婚姻関係がない場合には国籍取得を認めていない。

出生後の婚姻関係の有無による国籍取得の差別について、最高裁は今年6月、憲法14条の「法の下の平等」に反するとして同法3条1項を違憲と判断し、法改正を求めた。違憲判決以降も105件(今年10月末現在)の国籍取得申請が法務省に出されている。

今回の改正案では、第3条1項にある父母の結婚要件を削除。父親による認知が国籍取得の要件となる。また偽装認知などによる不正な国籍取得を防ぐため、虚偽の届け出に対する罰則を新設し、1年以下の懲役もしくは、20万円以下の罰金を科す。

さらに経過措置も設定。20歳までに認知を受けたが、父母に婚姻関係がないことから、国籍取得が認められていない者に対しても国籍取得を認める内容となっている。

公明党は、最高裁判決の翌日、党法務部会が鳩山邦夫法相(当時)に対し判決に沿った速やかな法改正を要望したほか、木庭健太郎参院議員が法務委員会で早期の法改正を訴えた。その後、直ちに党国籍法第3条問題に関するプロジェクトチーム(PT)を設置。国籍確認訴訟弁護団や専門家らと議論を重ねてきた。

また8月には浜四津敏子代表代行とPTが結婚要件の削除や偽装認知で国籍を取得した際に罰則を設けることなどを保岡興治法相(当時)に要望するなど、法改正を一貫してリードしてきた。

<http://www.komei.or.jp/news/2008/1105/12935.html>

yahoo ニュース

(ツカサネット新聞)

国籍法改正案により、日本人の男性が、外国の女性に産ませた子供を認知するだけで、子供に日本国籍を与えることができるようになります。これにより、結婚していなくても、認知するだけで OK です。

しかし、この改正案には、DNA 鑑定は必要なく、認知するだけという簡単な物であるため、無関係の子供を認知することも可能になります。今まで、偽装結婚などで日本に定住をしていた外国人は、この改正案を使うことでもっと簡単に日本に定住することができるようになります。

子供が日本国籍を持てば、母親は堂々と日本にいられます。認知する日本人男性も、籍を汚すことなく認知するだけでお金を貰えます。さらに、子供と母親は日本において、生活保護と養育費の受給も日本人同様に受けることができます。まったく関係のない国の子供であっても、認知されていれば日本人として扱われるのです。

かなり問題のある改正法です。さらなる問題は、この法案が自民、民主、公明が進めているため議論されることなく、ほとんどの国会議員が知らないまま、閣議を通過してしまったということです。報道もされていないので、国民が知らないのは当然です。

日本人のアジア圏での買春行為などの悪評があるため、人権保護の観点から、誠意ある対応を、ということなのかもしれませんが、あまりにも悪法です。仮に虚偽がバレて逮捕されても、1年以下の懲役、又は20万以下の罰金という軽さです。日本国籍との引き替えに負うリスクとしては低すぎます。

良識のある人間ならば、悪用はいくらでも可能だということは分かると思います。酷い場合は、誘拐や人身売買などで子供を手に入れ、日本にやってくるということだってありえるのです。日本の治安の悪化も考えられます。人種の比率さえ変わってしまうかもしれません。

日本の政治家は国民の政治に無関心なのをいいことに、支持母体の要求をコソコソ通してしまう傾向にあります。しっかり意識して、政党はなにをしようとしているのかを見張り、勝手なことをしないように関心を持つ必要があると思います。

(記者：蘇我入鹿)

最終更新:11月14日16時44分

国籍法についての違憲判決に係る対応に関する申入れ。

昨日、最高裁判所は、平成十九年（行ツ）第百六十四号国籍確認請求事件及び平成十八年（行ツ）第百三十五号退去強制令書発付処分取消等請求事件に關し、婚姻關係のないワイリピン人の母と日本国民である父との間に生まれ、生後に認知された子について、両親の婚姻を国籍取得の要件とする国籍法第三条第一項の規定を違憲であると判断し、これらの子について全員を国籍を認めた。

この判決は、国籍法第三条第一項につき、同規定が設けられた当時においては、日本国籍を有する父と有しない母の婚姻が、子と日本との密接な結びつきを示すとしたことに相当の理由があったことを認めながらも、その後の家族關係や親子關係に関する意識の変化、外国における婚外子に対する差別的取扱いの解消傾向、我が国の批准した条約において児童は出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存在していること等にかんがみ、今日においては、父母が婚姻して初めて、わが国との密接なつながりが認められるとの考えは、家族生活の実態に合わなくなったと指摘した。

その上で、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した子が、父から出生後に認知された場合において、その後父母が婚姻すれば準正により日本国籍取得が可能となるのに対して、父母が婚姻をしない場合には日本国籍の取得を認めない国籍法第三条第一項の規定は、父母の婚姻の一事をもって子に著しく不合理な差別を生じさせるものであり、憲法第十四条一項に反すると結論付けた。

我が党としては、今般の最高裁判決は、その指摘にあるとおり、今日の家族生活の実態や国際的な婚外子に対する取り扱いについての傾向等にかんがみ、極めて至当なものと考えており、それは市民的及び政治的權利に関する国際規約及び児童の權利に関する条約の趣旨にも適合するものと考える。

そこで、上記最高裁判決を踏まえ、政府に対し、以下の事項について強く要望するものである。

記

- 一、上記最高裁判所判決の趣旨を踏まえた法改正を速やかに行うこと。
- 一、法改正が行われるまでの間、国籍に関する実務においては、最高裁判所判決の趣旨を十分に尊重した取り扱いを行うこと。

以上

平成二十年六月五日。

公明党 法務部会長 大口 善徳

法務大臣、
鳩山 邦夫 殿。

13、今回の件をブログで取り上げてくださった方々（敬称略、順不同）

■衆議院議員 赤池誠章(自民党)

<http://akaikemasaaki.spaces.live.com/>

■衆議院議員 馬渡龍治(自民党)

「ネットやファックスで多くの議員に真剣に訴えていただいた結果だと思います。すごいパワーを感じます。ありがたいです。」

<http://blog.mawatari.info/?eid=685634>

■衆議院議員 早川忠孝（自民党）

「ネット世論が問題の所在を的確に示したからこそ、こういう動きに結実した。いよいよ国会会が機能し始めた。」

<http://ameblo.jp/gusya-h/entry-10164962493.html>

■衆議院議員 林じゅん(自民党)

「国籍法に反対いたします！国籍法に関する皆様からの多数コメントおよびメールをいただきまして大変ありがとうございます。」

<http://www.hayashi-jun.com/blog/diary.cgi?no=67>

■衆議院議員 戸井田とおる(自民党)

「私の地元事務所や東京事務所にもたくさんの FAX やメールが続々と送られてきておりますが、他の先生方のところにも同じように送られているのを感じました。皆さんの行動が実を結びつつあります。」

<http://blog.goo.ne.jp/toidahimeji/m/200811>

■産経新聞政治部記者 阿比留瑠比

「国籍法改正案をめぐり、議員たちも立ち上がりました」

「全国各地の大勢の老若男女から、電話・FAX・電子メールを通じて、衆議院法務委員会委員の各事務所に意見が寄せられており、その内容はすべて反対の意見です。」

<http://abirur.iza.ne.jp/blog/entry/795468/>

■ 「国籍法改正法案」と「二重国籍取得の容認」に断固反対する署名

<http://www.shomei.tv/project-401.html>

重国籍関する河野座長私案

- 日本国籍を持つ者が他の国籍をあわせて保持することを認める。
- 日本国籍以外の国籍を持つ者は、本籍地でその旨の申告をしなければならない。これを怠った者は、罰金刑および日本国籍を失うことになる。
- 父母の国籍が違うことにより、二重国籍となる者は両方の国籍を保持できる。
- 日本国籍を持つ者は、生地主義で得た国籍も保持することができる。
- 日本国籍を持つ者が、重国籍を認める他の国の国籍を取得した場合、日本国籍を保持し続けることができる。ただし、日本が承認している国に限る。
- 重国籍を認める国の国籍を持つ者は、要件を満たせば日本国籍を取得することができる。この場合、元の国籍を失わない。ただし、日本が承認している国に限る。ただし、日本国籍の取得に関しては、毎年の国別の割当数を設ける。
- 皇族、国会議員、大臣、外交官、自衛隊の士官、判事は日本以外の国籍を保持することはできない。
- 日本国籍を持つ者が、外国の王族の一員になったときは、または、大統領、国会議員、閣僚、外交官、軍隊の士官、判事の職に就いたときは、日本国籍を喪失する。
- 日本国外で生まれ、血統により得た日本国籍を含む複数の国籍を持つが、二十二歳になるまで通算して一年間（365日）、日本国内に居住していない場合は、日本国籍を喪失する。
- ある国が日本を侵略することを企てることにより日本と交戦状態になった場合、日本の国家および地方公務員は、その国の国籍を保持することはできない。
- 日本国籍を含む複数の国籍を持つ者が、志願して他国の軍隊に入隊した場合、日本国籍を失う。
- 日本国籍を持たない母親の子供を認知する場合、DNA鑑定を必要とする。

この法案は国家の根幹に係わる重要な事案であります。そのような法案をあわてて審議、成立させる必要はあるのでしょうか？ないと思われる方はご署名ください。時間が有りませんので宜しくお願い致します。

以降は付録です。

私見も多々ありますので、時間のある方は読み物としてお読みください。

【付録1】売国議員と揶揄される者

以前、似たような問題法案（人権擁護法案）があり、報道発表はなかったもののネット上でのクチコミの伝達により何万という署名が集まって法案は可決できなかった。

その際に活動したのも、実は自民議員が主力だった。（安部元首相ふくむ）

しかし同時に、推進したのも自民党議員だったのだ。

人権擁護法案は、太田誠一議員（福岡県第3区）による推進だった。

有名な問題発言では、

- * 5.1 集団レイプする人はまだ元気があるからいい
- * 5.2 消費者がやかましい
- * 5.3 汚染米の焼酎は無害・ギョーザ毒事件の60万分の1の量

出展：wikipedia 太田誠一

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A4%AA%E7%94%B0%E8%AA%A0%E4%B8%80>

などがあげられる。

立法は自民党から

しかし自民党ではない。

表向きは

「自民+公明」VS「民主」

と見せかけておいて本当の実態は

「自民(保守派)」VS「民主+公明+自民(中韓ロビー)」

こういう対立構造になります。

多くの人には上のような対立構造しか見えてないので、仕掛け人らは

あえて「自民(中韓ロビー)」に真っ先に動くように指示することで

「自民が売国法案を出した！」と思わせ、自民が割れるように仕向けているように見える。

またネット上の世論も同様。

安部首相にいたっては、マスメディア主導でバッシングを行い、国民一丸となってノイローゼに追い込んだようにすら見える。麻生首相も同様に見える、と言っては間違いだろうか？

このように、問題法案を強力に叩いているのも自民議員なのです。
それは事実です。もちろん、民主の一部も加わっています。
しかし、反対しているのは、自民議員が主力です。
反対派の多くは、古くからの自民保守議員、または二世でない自民若手議員
「真保守」を名乗ることが多いように思います。

構図としては

基本的に(自民議員に提案させ)民主が推進しています。
隣の選挙区(小倉)西川京子議員も人権擁護法案には反対して下さっていました。

ネット上のまとめ HP を参考資料として添付します。
名称はふざけていますが、過去の問題法案に対しての賛成・反対などの議員一人ひとりの行動により、それぞれに論拠を明示しながら数値化したリストになります。
(全国的に、大人数で編纂・データ化されたもので、一概に笑うことはできない)

愛国議員リスト

<http://www35.atwiki.jp/kolia/pages/132.html>

売国議員リスト

<http://www35.atwiki.jp/kolia/pages/119.html>

この法案を見て、不思議に思った方もいらっしゃるかも知れません。
「誰が得をするのだ？」と。

それは。
日本人では、ありません。

当然ですが
国益とは思えません。

申し訳ありませんが、ODA の高額な資金の利権と密接に結びつき、
他国を利する議員がいる、と考えるより他ないでしょう。

その論を主軸に、北朝鮮問題や ODA、利権・特権などの議論をつぶさに見てきた資料が上記になります。(昨今のメディア・ネット規制で狙われている、つぶしたい資料だと思います)

わかるでしょうか……。

保守・革新

自民・民主は関係ないのです。

海外の人に何かをもらっていたり、うわさのハニートラップだったり、
なにか強烈なしがらみがあると思えない、売国奴と烙印を押された議員と

それに反対する、古くからの保守派議員、新しい若手議員。

これが構図なのです。

もう一度、書きます。

表向きは

「自民+公明」 VS 「民主」

と見せかけておいて本当の実態は

「自民(保守派)」 VS 「民主+公明+自民(中韓ロビー)」

ではないか、と語られています。

これを肯定するような事象こそあれ、否定するような事象は、私は見たことありません。

ここらへんの事情は、非常に込み入っており

ある程度、政治知識のあるネットユーザーでないと、このなんとも言えない不気味な
空気の把握は難しいと思います。少々、陰謀論じみできてしまい、申し訳ありません。
ソースを引用しつつ、論拠を固めながら提示したかったのですが、これは本論ではない
ためざっくりとした説明に留めさせていただきます。

詳しくは、添付の URL をご覧いただければ、より詳細な資料を読むことが可能です。

では、そのような反対議員(本当に国民のことを思ってくれている議員)は、なぜ騒然
となっているのだろうか。

それは

用意周到に準備し、選挙の間を狙って、不在時の立法をかけたのではないか、とすら
囁かれてるためです。給油が 60 日で、国籍がこの速さ。おかしいと思いませんか？
実際、ほとんど可決してしまっていて、党として賛成している以上、反対するには離党
の覚悟が必要な立場の議員もいるそうです。

【付録2】メディアが報道しない理由？>

表向きは

「自民+公明」 VS 「民主」

と見せかけておいて本当の実態は

「自民(保守派)」 VS 「民主+公明+自民(中韓ロビー)」

こういう対立構造になります。

多くの人には上のような対立構造しか見えてないので、仕掛け人らはあえて「自民(中韓ロビー)」に真っ先に動くように指示することで「自民が売国法案を出した！」と思わせ、自民が割れるように仕向けているように見える。

またネット上の世論も同様。

安部首相にいたっては、マスメディア主導でバッシングを行い、国民一丸となってノイローゼに追い込んだようにすら見える。麻生首相も同様に見える、と言っては間違いだろうか？

小泉さんの人気は異常に高かったが、マスメディアからの熱い援護があったのも事実で、それにより国民も狂乱した。結果としてどこが儲かったろうか。

不況、不況と言っていたら、経団連に所属する上場企業は「過去最高益」をあげていたのをご存知だろうか？いわんや、派遣社員による人件費カットなども、その利益に大きく与しているだろうと言われている。

断行した小泉さんも評価されるべきだ。

確かに一部は儲かったし、それは景気の浮揚にもつながったはずだ。

そして、

メディアを維持するためのスポンサーの多くは、経団連に所属している大企業である。自分の顧客である大企業を利する政治家ゆえ、小泉さんはメディアに優遇されたように思うのだが、これは私見なので誤りかも知れない。判断は読者に任せたいと思う。

しかし

安部さんが進めていた抜本的な医療改革の法案の多くは、可決すれすれであったにも関わらず、首相交代のち廃案になった。医療制度の改革により、薬品メーカーなり、大きな病院の偉い人なり、たくさん儲かる開業医なりの利益が減るような(代わりに私たちの医療は維持されるような)そのような方向の議論だったと私は認識している。

そして

メディアによる大バッシングを受け、国民一丸となり石の礫をなげ、ノイローゼになった。ほとんど完成していた改革案は、消えた。

その上で

人権擁護法案(詳しくは調べて欲しい)の反対集会に、「元首相」として病身を推して、初の公務復帰を果たしたのです。これは事実です。

そのとき、

メディアはなんと扱ったか。

ゲンダイネット(週間現代)の記事には「ゲリベン」と記事が書かれていた。

腸炎だったが、そこまで言われる筋合いはあるのか、と憤った。

(これは私の私見です)

そして、

人権擁護法案についての問題を扱ったのは、全国紙では産経新聞だけだったように思う。

話を戻します。

この人権擁護法案は、覚えている方も多いのではないだろうか？

安部さんの話は、第三回人権擁護法案の問題で、2008年、つまり今年の問題だった。

いままでに三回、あっています。

2004年が第二回、そのときはメディアによって報道されていた。

なぜなら2004年は、人権の名の元に、メディアをも規制するものだったため。

メディア規制という論調で、各誌・各新聞、大々的に取り上げたのだ。

記憶されている方は、2004年の第二回ではないでしょうか。

ちなみに google で「人権擁護法案」を検索すると

1,680,000 件の HP が存在することがわかる。

では第三回は、なぜ報道されなかったか？
それは「メディアは除く」という条文を追加したから。
そして、スポンサーの多くが「可決したい人」になってしまったからである。

具体的に例を示すと
毎日新聞社は、
海外版の英語サイト「waiwai」において、ホットドッグや週刊誌の記事を英訳。
毎日新聞という日本三大新聞のブランドで 10 年以上も日本人の痴態を報じ続けた。
これは「日本人の生態」として真実として認識され、

あまり言いたくもないが、
「日本人の母親は中学生の息子のためにフェラチオをする」...。
「福岡の米祭りは、顔にベトベトの白い液体を塗るため、AV 業界が「顔射」と呼ぶものに
よく似ている」...。
「南京大虐殺の後継者の日本政府は、小児性愛者向けの漫画を使ってオタクを自衛隊にひ
きつけようとしている」...。
他にも、看護婦は大人の玩具を挿入した状態で業務についている、など。

これを日本三大新聞のブランドで 10 年以上に渡っておこなったため、米国版の
wikipedia にも「報道発表」として使用され、「海外から見た正しい日本人像」として一部
では認識されているようだ。
日本人女性は H が大好きで、レイプされて喜ぶとか、上手な援助交際の誘い方とか、
そのような報道。日本人女性観光客の性被害の増加との因果関係なども指摘された。
オーストラリア、ゴールドコーストの「日本人女性だけの性被害」はうなぎのぼりであり、
その時期と毎日新聞 waiwai の報道のタイミングは奇妙に一致する。

また、これらの日本人像を論拠とし、アメリカより児童ポルノなどに対しての日本の対
応が不十分として突き上げにあう。これは日本のタブーでもなんでもなく、相当に有名
な事例なのだ。

Google で「毎日新聞 waiwai」を検索した結果
毎日新聞 waiwai に一致する日本語のページ 約 660,000 件

裁判にも発展し、毎日新聞社は公式に謝罪を行っている(見えないほど小さく)
詳しくはコチラ

<http://www9.atwiki.jp/mainichiwaiwai/>

同時に、毎日新聞社のスポンサーに対して抗議活動・不買運動が本格化。
凄まじい数のコメントと苦情がスポンサーに対して行われた。
結果としてほとんどのスポンサーが毎日新聞から降りてしまった。

いまの毎日新聞は、聖教新聞(創価学会の新聞)の印刷を請け負うことで主な利益を得ている経営状況であり、創価学会に限ってそのようなことはないと思うが、もし問題を起こしたとしても「創価学会・公明党」の批判はしづらい状況下にあるのではないかと考えてしまう。

また朝日新聞、フジテレビ、TBSなども同様。
紙面の関係で省くがよければ下記も参考にして欲しい。

マスコミについてのまとめ URL
<http://www35.atwiki.jp/kolia/pages/20.html>

最近、麻生さんがひどくメディアで叩かれているように思うが、良ければこれも検索して欲しい。「即席めん 麻生」

牧山ひろえ議員(44)が「お昼ご飯の代名詞といえば、即席めん。突然ですが、カップめんは1ついくらかご存じか」と切り出した。

いくらソースは出てくると思うが、実際の質問内容は「即席めん」でした。
これをして、価格を答えるのは、私個人の意見としては難しいように思う。
そして牧山議員は民主党です。

唯一と言っていいほど、全国紙で独立を保っているのは産経新聞(と、西日本新聞)だと私は認識しています。
今回、添付した資料も、全国誌では産経新聞だけでした。

【謝辞】

余談になりますが、この資料を頂くため、朝の三時に販売店(昨夜から予約しておいた)にて一部、産経新聞を譲っていただきました。

資料化に協力、無茶を聞いて頂き、強く感謝をしています。
ありがとうございました。

西日本新聞エリアセンター
行橋北 0930-25-5320
福岡県行橋市宮市町 6-15-1F

ちなみに牧山議員もまた、大きな不祥事で有名です。なぜか報道はあまりされませんでした。(以下引用)

・元 TBS のディレクターで、参議院選挙で初当選した民主党の牧山ひろえ議員(42 歳)が、今回の参院選で使った選挙費が法で定められている限度額を「オーバーしましたね」とテレビ番組で告白した。違反を自ら認めたわけだ。ネット上では「はやく逮捕されろよ」などと騒然となっている。

牧山議員「選対が入ってから選対の方針で5,6台宣車を回していましたんで、それにおカネがかかりました」

そして下村キャスターが、「法定選挙費用には収まりました？」と聞くと、

「やはりオーバーしましたね」と違反を認めてしまった。質問した下村キャスターはその発言に驚き、半笑いのような顔になったとき、同番組にコメンテーターとして来ていた原口議員が怒鳴った。

「法定選挙費用オーバーしていたら、アナタ失格だよ！！」

牧山議員が「選挙、ちょっと意味がわからなくて・・・」と口ごもると、原口議員は、「意味わかんないで答えちゃイカンよ！！！」というやり取りになった。

この放送後、ネット上では牧山議員、民主党へのバッシングが飛び交い騒然となった。

もし本当に法廷選挙費用以上のカネを使い、さらに1台までしか使えないはずの選挙カーを5,6台も使っていたとすれば、当選が無効になるだけでなく、民主党の大不祥事に発展しかねない。それだけに、この騒ぎの火消しに躍起なようで、民主党選挙対策委員会は J-CAST ニュースの取材に対し、「牧山本人が法廷選挙費用を数字的に誤解し、選挙前に使った費用を加えている。選挙中に使ったのは法廷選挙費用の5分の1程度。街宣車を5,6台回した、というのも選挙前のことです。皆さんをお騒がせしまして本当に申し訳ありません」と牧山議員の発言は間違いだ、とした。

牧山議員は07年8月6日に謝罪文を出した。「選挙活動と政党活動を混同してしまい、軽率な発言をしたことについて、ご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。今後、議員として皆さまのご期待に応えるよう、全力で取り組んでまいります」(一部略)

<http://www.j-cast.com/2007/08/06010063.html>

※動画：<http://jp.youtube.com/watch?v=zZNVrQp9j-8>

※元ニューススレ：<http://news22.2ch.net/test/read.cgi/newsplus/1186364537/>

<http://jp.youtube.com/watch?v=zZNVrQp9j-8>

添付資料（※1）

社会保障資料

日本の社会保障制度は社会保障制度審議会（現：経済財政諮問会議・社会保障審議会）の分類によれば、主として社会保険・公的扶助・社会福祉・公衆衛生及び医療・老人保健の5部門に分れており、広義ではこれらに恩給、戦争犠牲者援護を加えている。

社会保障費

・社会保障給付費

2005年度 の社会保障給付費は 87 兆 9,150 億円で、一人あたり 68 万 8,100 円であった。内訳は、医療 28 兆 1,094 億円（32.0%）、年金 46 兆 2,930 億円（52.7%）、福祉その他 13 兆 5,126 億円（15.4%）となっている。また、高齢者関係給付費は、61 兆 7,079 億円となり、同 給付費の 70.2%を占めている。2025年度の社会保障給付費は 141 兆円（国民所得比 26.1%）に達するとの見通しである（「社会保障の給付と負担の見通し」（2006年5月厚生労働省推計）の「並の経済成長」のケースによる）。

・社会保障関係費

政府予算の一般歳出に占める医療や年金、介護、生活保護などの社会保障分野の経費のことで、一貫して増加し続けており、現在では総額 21 兆円を超え、財政赤字の大きな原因となっている。2007年度 予算の社会保障関係費は 21 兆 4,769 億円（前年度比 5,352 億円増、伸び率 2.6%）であり、国の一般歳出の 45.74%を占めている。内訳は、医療 84,285 億円（約 40%）、年金 70,305 億円（約 34%）、介護 19,485 億円（約 9%）で 83%を占めている。

・社会保障財源

2005年度の社会保障財源の収入総額は 117 兆 5,220 億円である。内訳は、社会保険料 54 兆 7,072 億円（46.6%）、税 30 兆 848 億円（25.6%）、資産収入 18 兆 8,465 億円（16.0%）、その他収入 13 兆 8,835 億円（11.8%）である。